

予算概算要求

平成24年度酪農関係 予算概算要求

農林水産省は9月末、平成24年度一般会計予算概算要求を財務省に提出しました。9月20日の閣議で決定された「概算要求組換え基準」で、義務的経費を除く政策経費の一律1割削減とされている中、牛乳乳製品課は主要全事業を要求しました。財務省に提出された24年度概算要求のうち牛乳乳製品課関係は、酪農経営安定対策事業と学校給食用牛乳等供給推進事業で、その所要額はそれぞれ309億6300万円（前年度309億6000万円）と8億6400万円（同9億6000万円）となっています。

生乳再生産の確保と酪農経営の安定を図る

農林水産省によると、加工原料乳生産

地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金を交付していますが、乳価の低いチーズ向け生乳の仕向け量の増加に対応するための支援が必要です。併せて、自由化品目であるチーズは国際競争にさらされており、国際市況の変動に対するセーフティネットとして、加工原料乳とは別にチーズ向け生乳に対しても取引価格が低下した場合の経営への影響を緩和するための補てんを措置することが必要です。そこで酪農経営安定対策事業では、加工原料乳及び乳価の低いチーズ向け生乳を対象に助成金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補てん等を行います。

酪農経営安定対策事業には、①加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基

づき、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳向けの生乳に対して補給金を交付する事業（加工原料乳生産者補給金、いわゆる「ゲタ」）、②需要の伸びが見込まれるものの加工原料乳よりも乳価の低いチーズ向け生乳を対象に、仕向け量の増大と酪農経営の安定が図られるよう助成金を交付する事業（チーズ向け生乳供給安定対策事業）、③加工原料乳価及びチーズ向け生乳価格が各々の基準価格を下回った場合に、生産者に補てん金（低落分の8割）を交付するための積立金（80億円）の一部を助成する事業（加工原料乳等生産者経営安定対策事業、いわゆる「ナラシ」）、④生乳需給の安定を図るため、中長期的な予測モデルを作成する活動を支援する事業（新たな生乳需給安定化手法の開発）、生乳需給安定を図るため、国際乳製品規格にわが国の意見を反映させるための活動を支援する事業（乳製品国際規格策定活動支援）などが含まれます。

平成24年度酪農関連予算概算要求の概要

単位：百万円

	平成24年度 概算要求額	平成23年度 当初予算額	事業実施主体
酪農経営安定対策事業	30,943	30,960	
加工原料乳生産者補給金	22,135	22,135	(独)農畜産業振興機構
チーズ向け生乳供給安定対策事業	8,767	8,767	指定生乳生産者団体
加工原料乳等生産者経営安定対策事業	[基金規模]	6,000	(独)農畜産業振興機構
	[推進事務費]	13	
新たな生乳需給安定化手法の開発	12	18	民間団体
乳製品国際規格策定活動支援	16	23	(財)日本乳業技術協会
学校給食用牛乳等供給推進事業	864	960	乳業者、生産者等が構成する組織

学校給食で40万kgの牛乳需要量を確保

条件不利地域への学校給食用牛乳の供給を支援することにより安定的な生乳需要を確保するとともに、高付加価値な牛乳の供給を支援することにより学校給食用牛乳における生乳の利用拡大を図ることが必要です。そこで学校給食用牛乳等供給推進事業では、安全で品質の高い国産牛乳を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、学乳の供給量

の維持・拡大を図ります。

学校給食用牛乳等供給推進事業では、①条件不利地域への円滑な供給等による安定的需要の確保のため、学乳供給に対する支援を行う事業（学校給食用牛乳安定需要確保対策事業）、②学校給食における飲用牛乳に加えたヨーグルト等の提供、保育所等での新規飲用実施を支援する事業（飲用拡大推進事業）、③自県産牛乳を用いた低温殺菌牛乳の学校給食での供給を支援する事業（高付加価値牛乳地域利用推進事業）などを行います。*

家畜伝染病予防法改正

家畜伝染病予防法の改正と防疫体制の強化

農林水産省消費・安全局動物衛生課では、昨年の口蹄疫の発生を踏まえて、家畜伝染病予防法を次のように大幅に改正しました。

宮崎県における口蹄疫（アフリカ豚熱）の発生

昨年4月20日、全国でも有数の主産地である宮崎県で、我が国で10年振りに口蹄疫が発生しました。口蹄疫は、国際的にも非常に恐れられているウイルス性の家畜の伝染病で、牛・豚などに対して際だって強い感染力があります。口蹄疫に

かかった家畜は、発熱、流ぜん（よだれを流す）、口や蹄（ひづめ）に水疱（水ぶくれ）などの症状を示し、飼料もあまり食べなくなるため、家畜の増体や乳の生産量が大きく低下します。また、子畜では致死率が高く、中でも子豚では半分以上が死亡してしまいます。残念ながら、口蹄疫に対する有効な治療法はなく、放っておけば周りの家畜へ病気を移してしまうため、口蹄疫にかかった牛、豚は、できるだけ早く殺処分して焼却するか埋却するしかありません。

宮崎県でも発生農場を中心とした半径10キロの範囲で家畜などの移動を制限し、

この区域を移動する車両を消毒するためのポイントを設置するとともに、患畜及び感染した疑いが強い疑似患畜の殺処分・埋却や畜舎の消毒などの防疫措置を進めました。

しかしながら、初期段階における感染の発見と通報が遅れたこと、さらに、殺処分対象頭数の急増に埋却地の確保が間に合わず、家畜の殺処分や埋却が滞ったことから、発生地域が拡大してしまいました。

その後、全国の畜産関係者の協力、応援を得て殺処分・埋却作業や消毒作業が効果的に進められるようになり、7月4日の292例目を最後に感染拡大を食い止めることができました。しかしながら、最終的な殺処分頭数は約30万頭に及ぶとともに、殺処分した家畜の補償や防疫作業に要した経費などに多額の財政負担が必要になりました。さらに、地域の経済に対しても大きな被害をもたらすとともに、地域社会全体に大きな影響が生じてしまいました。

世界における口蹄疫の発生状況と水際措置の強化

我が国の場合は、かつてない大きな被害を出してしまいました。口蹄疫を封じ込めることに成功しました。しかしながら、日本の周辺国では、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの悪性の家畜伝染病が相次いで発生しており、これらの伝染病の病原体が我が国へ侵入し、

まん延するリスクはかつてないほど高くなっております。

口蹄疫に見ると、発生が確認されていない清浄国はOIE（国際獣疫事務局※1）に加盟している178か国中の66か国に過ぎず、我が国との関係が強い中国、韓国、台湾、香港、ロシア、モンゴルなどは非清浄国となっております。特に、韓国では昨年の1月と4月に口蹄疫が発生し、いったんは封じ込めに成功しましたが、昨年11月には新たな発生が確認されました。初期段階の発生確認が遅れたこともあり、広くまん延してしまい、本年4月に封じ込め作業を完了するまでの間、約350万頭もの牛、豚が殺処分されてしまいました。口蹄疫は韓国以外の周辺国でも発生しており、我が国の畜産にとって予断を許さない状況です。農林水産省としても、口蹄疫ウイルスの侵入を防止するため、発生国からの牛肉や豚肉の輸入を禁止するなどの措置をとってまいりましたが、口蹄疫の発生以降、空港や海港で入国者の靴底消毒の徹底、機内や空港内での放送による注意喚起、検疫探知犬（※2）による手荷物のチェックなど、水際対策を強化してきております。

また、我が国にウイルスが侵入したとしても、国内での発生を最小限に止めるためには、感染家畜の早期発見と迅速な防疫措置が非常に大切であり、全国の都道府県に対して、海外での悪性伝染病の

発生情報を随時提供するとともに、都道府県や関係団体には、畜産農家への注意喚起と衛生管理の徹底をお願いしてきております。

家畜伝染病予防法の改正

今回の宮崎での発生はこれまでの常識を大きく上回る被害をもたらし、国及び宮崎県の防疫対応に関して、数多くの問題点も指摘されました。そこで、今回の防疫対応を公平な立場から検証していただくため、昨年7月、9名の第三者からなる口蹄疫対策検証委員会が設置され、17回の会合の中で様々な問題点について議論していただき、昨年11月24日には報告書が取りまとめられました。

さらに、昨年11月以来、高病原性鳥インフルエンザがかつてないほど多発し、昨シーズンは全9県、24農場で発生が確認され、殺処分も185万羽に及びました。

この結果、検証委員会の報告書の提言や高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、家畜伝染病の防疫体制を大きく見直すため、本年3月に家畜伝染病予防法が改正されました。

今回の改正のうち、「消毒ポイントを通行する車両等の消毒義務」や「予防的殺処分」、さらに「発生県に対する財政支援の強化」は既に7月1日から実施されております。また、10月1日からは「日本への入国者に対する質問や携行品の検査」や「農場での消毒設備の設置義務」

「飼養衛生管理基準の見直しと飼養衛生管理状況等の報告義務」、「特定の症状を呈している家畜に関する届出義務」などが実施されています。

10月1日から実施された改正では、「発生の予防」と「早期発見・通報」を促すための対策が盛り込まれています。口蹄疫のウイルスは人や物に付いて我が国に持ち込まれるリスクがあるため、農林水産省の動物検疫所が入国者に対して、海外での家畜との接触や農場への立入について質問し、必要があれば、その携帯品を検査・消毒できるようにしました。

さらに、畜産農家が行うべき普段の飼養衛生管理に関する基準が大きく見直され、「消毒等を徹底する衛生管理区域の設置」や「埋却地等の確保」、「感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存」などの項目を新たに設けられたほか、「衛生管理区域への病原体の持込み防止」や「野生生物からの病原体の感染防止」等の項目が拡充・強化され、農場段階においても発生の予防対策が強化されました。

また、口蹄疫と鳥インフルエンザについては、生産現場で関係者が迷うことなく早期通報できるようにするため、各県の家畜保健衛生所へ届け出るべき特定の症状を決められました。例えば、口蹄疫であれば、39・0度以上の発熱、流ぜん（よだれを流す）、口や蹄（ひづめ）に水疱（水ぶくれ）がある牛や豚を見つけたら、すぐに近くの家畜保健衛生所へ届け

出ることが義務化されました。

農林水産省は、本年8月から9月にかけて、全国10か所で行った家畜伝染病予防法の改正と新たな飼養衛生管理基準に関する説明会を開催し、その後、各県の家畜保健衛生所が地域の畜産関係者への周知徹底を進めておりますが、昨年の口蹄疫発生の経験と教訓を風化させることなく、今後に備えていくことが大切です。

悪性家畜伝染病の我が国への侵入リスクを最小限に止めるため、改正された家畜伝染病予防法に基づき、動物検疫所が強化された水際措置を着実に実施していきますが、国際化が進展して人、物の交流が盛んになってきている我が国の状況を考えれば、口蹄疫ウイルスが我が国へ侵入するリスクをゼロにすることは極めて困難です。ましてや、野鳥が媒介すると考えられている鳥インフルエンザウイルスの侵入を水際措置で止めることはできません。

しかし、我が国へこれらの伝染病の病原体が侵入したとしても、農場内の家畜が病原体に接しないようになれば、家畜は発症することなく、病原体もやがて不活化していきます。そのためには、行政と畜産関係者が連携し、新たな飼養衛生管理基準に基づいて生産農場における衛生管理を徹底していく必要があります。

さらに、仮に発生した場合でも、早期に発見・通報してもらい、防疫作業を迅速に進めることができれば、極めて強い感染力を誇る口蹄疫ウイルスであっても、



※2 検疫探知犬とは、日本へ入国する旅行者のかばんなどの携帯品の中に入っている食肉製品などをその優れた嗅覚で探知する犬のことで、主にビーグル犬が使われます。

TPP交渉参加抗議活動

全国の酪農関係者が TPP交渉参加抗議活動を展開

全国の酪農関係者が「全国酪農民総決起大会」、「街頭活動」、「国民集会」などでTPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加に対する抗議活動を展開しました。

「全国酪農民総決起大会」に 全国各地から1500名が集結

日本酪農政治連盟（酪政連、佐々木勲委員長）は9月15日、東京都新宿区の本青年館大ホールで、「TPP交渉参加断固反対」全国酪農民総決起大会を開きました。畜産団体や消費者団体など101団体で構成する「日本の畜産ネットワーク」が後援した本年度の大会では、全国各地から酪農家ら約1500名が集結し、TPP交渉参加への断固反対の決意を確認しました。

佐々木委員長は冒頭、「東日本大震災や東京電力福島第1原子力発電所事故で大変な時に、TPP交渉への参加を検討することは、酪農や農業だけでなく、日本の産業全体を危機的状況に追い込む」と強調すると共に、消費者団体など農業以外の団体と連携する必要性を訴えました。来賓あいさつしたJA全中の大西茂志常務は、「大震災からの一刻も早い復旧、

被災農家に対する補償、復興計画の実行が最優先課題である時期に、TPP参加の議論があることは被災地の現状に目をつむり、農家の心情を無視したものである」とした上で、「国民各層へTPP反対の輪を広げるため、組織の総力を挙げて取り組む」と決意を表明しました。

また、日本主婦連合会の山根香織会長は、「十分な説明や意見の聴取がなくTPP参加の議論が進むことがあってはならない。消費者も酪農家と共に反対の声を上げていきたい」と、共に闘う姿勢を示しました。

さらに、大会には衆・参両国会議員100名（代理を含む）が応援に駆けつけました。自民党の大島理森副総裁は「いま政治がやるべきことは、希望を持って酪農・農業・地域の再興にがんばれる基盤を作ることである」、公明党の井上義久幹事長は「これ以上、食を海外に依存せざるを得ない国に未来はない」、山田正彦元農水大臣は「日本の酪農は大変な時期にあり、TPPはなんとしても阻止しなければならぬ」と述べました。

大会後に参加者は、明治公園から代々木公園までの約3kmを、揃いのTシャツ、麦わら帽子姿でデモ行進し、TPP交渉参

加反対について国民の理解を訴えました。

街頭でTPP反対呼びかけ チラシ3万部配付

酪政連は10月4日から17日、東京の新宿駅と渋谷駅で「TPP交渉参加断固反対」を呼びかける街頭活動で、関東地区酪政連協議会、中央団体会員などの協力を得て、TPP交渉参加反対理由等を記載したチラシ3万部を配布しました。通行人の注目度を高めるため、ホルスタインの着ぐるみ、プラカード、揃いのTシャツ、ホルスタインのイラスト入りクリアファイル等を準備し、TPP問題は酪農・農業ばかりではなく、国民生活全般にかかわる重大な問題であるとして広く国民の理解を求めました。

各街頭活動ポイントでは参加者が3〜5名のグループとなり、「人、物、金、サービスなど全ての移動が完全自由化される。国内農業者の減少、国土の荒廃、環境の破壊が進み、食料自給率が40%から14%にダウンする。安価な外国人労働者の移入により、日本人の雇用機会が減少し、治安環境が変化する。農業を含む24分野での自由化の流れは、国の形を変える大事件である。国会・国民の議論はほとんどされていない」など、TPP反対の理由を訴えました。

両国国技館にTPP反対で 6000人集結

農林漁業団体や消費者団体で構成する

実行委員会が主催する「TPPから日本の食と暮らし・いのちを守る国民集会」は11月8日、全国から6000千人が参加し、東京の両国国技館で開催されました。同集会では、農家・生協・医療団体の代表や地方自治体の首長・議会議長らが、TPPは農業・食料安全保障の崩壊を招くばかりではなく、日本経済や国民生活全体に様々な悪影響を及ぼすとして、交渉参加に断固反対する強い決意をリー方式で表明しました。

主催者を代表してJA全中の萬歳章会長は、「国民的議論がなのままTPP参加を決断すれば、将来に禍根を残すことになる。消費者、医療関係者ら各層と連携し、最後の最後までTPP交渉参加反対に全力を尽くす」と決意を述べました。また、宮崎県のJAはまゆう女性部の松田香里フレッシュミズリーダーは、「国民的議論がない中でTPP交渉参加を進めようとする野田首相の姿は、安全運転どころか危険極まりない暴走運転だ」と訴えました。同集会には、民主党、自民党、国民新党、公明党、共産党、社民党から国会議員が多数参加し、TPP交渉参加に異議を唱えました。

最後に、「私たちは、これからも国民各層との連携を広げ、わが国の食と暮らし・いのちを守る運動を一層強化し、徹底的に闘っていく決意である」とする集会アピールを満場一致で採択し、最後に、大地を守る会の藤田和芳会長の発声で「ガンパロウ」三唱しました。